

栃木市告示第162号

栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成22年栃木市条例第162号）第3条第1項の規定に基づき、令和8年度栃木市一般廃棄物処理実施計画を次のように定める。

令和8年4月1日

栃木市長 大川 秀子

# 令和 8 年度

## 栃木市一般廃棄物処理実施計画

### 第 1 章 ごみ処理実施計画

#### 1 計画区域

ごみ処理実施計画の適用区域は、栃木市全域とする。

#### 2 一般廃棄物（ごみ）の発生量及び処理量の見込み

ごみの発生量及び処理量の見込みは、別紙 1 のとおりとする。

#### 3 一般廃棄物（ごみ）の排出の抑制のための方策

一般廃棄物（ごみ）の排出の抑制のための方策は、次の各号に定めるとおりとする。

##### (1) 市民の排出の抑制のための方策

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 135 号。以下「法」という。）及び栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 22 年栃木市条例第 162 号。以下「条例」という。）の規定に基づき排出の抑制に協力する。

イ ごみの資源化の目標量は、6,847 トンとする。

ウ 生ごみは、生ごみ処理機等を用いて堆肥として再利用するほか、生ごみの水切りによる減量化を図る。

##### (2) 事業者の排出の抑制のための方策

ア 法及び条例の規定に基づいて排出の抑制に協力する。

イ 資源ごみは、自ら回収することにより、再生利用を促進し、ごみの減量化に協力する。

##### (3) 市の排出の抑制のための方策

ア 各自治会に地域クリーン推進員を設置し、地域住民に対する分別指導を行う。

イ 市民の資源ごみ回収に対する支援として、団体の回収量に応じて報奨金を交付する。

ウ 生ごみ処理機等を設置した市民に対し補助金を交付する。

補助予定数は、コンポスト容器 25 基、電気式生ごみ処理機 40 基とする。

エ 廃食用油のリサイクル推進に努める。

オ アからエまでのほか、市民及び事業者のごみの資源化・減量化の方策に協力する。

4 市が分別して収集するものとしたごみの分別の区分及び排出方法

市が分別して収集するものとしたごみの分別の区分及び排出方法は、次のとおりとする。

(1) 家庭系ごみ

次の5種13分別により回収を行う。

分別区分	主なもの	排出方法	回収方法	排出先
もやすごみ	生ごみ、紙くず（資源化できないもの）、発泡スチロール、やわらかいプラスチック、ビデオテープ、衣類、くつ、かばん、紙おむつ（汚物は取り除く）、木枝等	市の指定袋に入れ口を縛り、自治会名（又は町名）と氏名を記入する。 木枝は、太さ10cm以下、長さ60cm以下に切って束ね、自治会名（又は町名）と氏名を紙に書いて貼って出す。	ステーション回収	とちぎクリーンプラザ
もやさないごみ	陶磁器、ガラス、シャンプー・洗剤の容器などのかたいプラスチック、電球（蛍光灯以外）、空カン・空ビン・ペットボトルのキャップ等	透明又は中身が見える袋に入れ口を縛り、自治会名（又は町名）と氏名を記入する。 割れたガラスや刃物類は、紙などで包んで「ガラス危険」などと表記する。 最大寸法が60cmより大きなものは、粗大ごみとなる。	ステーション回収	とちぎクリーンプラザ
スプレー缶	ヘアスプレー、殺虫剤、カセットガスボンベ等	中身を使い切って、穴を2箇所以上開け、マジック等で穴のまわりを丸く囲み、スプレー缶だけを他のごみと混ぜないで、透明又は中身が見える袋に入れ口を縛り、自治会名（又は町名）と氏名を記入する。	ステーション回収	とちぎクリーンプラザ

有害ごみ		乾電池（アルカリ乾電池・マンガン乾電池・リチウム乾電池・オキシライド乾電池）、体温計、使い切ったライター	透明又は中身が見える袋に入れ口を縛り、自治会名（又は町名）と氏名を記入する。 小型充電式電池及びボタン電池は、ステーション回収しない。	ステーション回収	とちぎクリーンプラザ
	蛍光管	蛍光管	購入時の箱に入れるか中身が見える袋に入れ、自治会名（又は町名）と氏名を記入する。 むき出しの状態を出す場合はひもで縛って、自治会名（又は町名）と氏名を紙に書いて貼って出す。	ステーション回収	とちぎクリーンプラザ
資源ごみ	空カン・空ビン	飲食用のアルミ缶、スチール缶及びガラスビン	キャップを外し、市の指定袋に入れ口を縛り、自治会名（又は町名）と氏名を記入する。	ステーション回収	とちぎクリーンプラザ
	ペットボトル・食品用トレイ	清涼飲料・しょう油・みりん・酒類用のペットボトル及び鮮魚・精肉・惣菜・青果等が入っていた食品用の発泡スチロール製の皿で、白色のみではなく色物・柄物も含む。	市の指定袋に入れ口を縛り、自治会名（又は町名）と氏名を記入する。 ペットボトルは、キャップ及びラベルを取り除き出す。 食品用トレイのうち、柔らかいプラスチック製、紙製、納豆・カップ麺の容器はもやすごみとし、硬いプラスチック製はもやさないごみとする。	ステーション回収	とちぎクリーンプラザ

小型家電	電話機、ラジオ、電子レンジ等	透明又は中身が見える袋に入れ口を縛り、自治会名（又は町名）と氏名を記入する。 大きいものについては、氏名等を明記してあれば、袋に入れなくてもよいものとする。 最大寸法が60cmより大きなもの、石油ストーブ及びフロンを含む製品は、粗大ごみとする。	ステーション回収及び拠点回収（40cm以下のものに限る。）	とちぎクリーンプラザ
紙類	新聞紙	新聞紙、折込みチラシ 新聞紙にチラシを折り込むか、又は交互に重ねて、ひもで十文字に縛って出す。  持ち去り行為を防止するため上面に「栃木市所有」とマジック等で記入する。	ステーション回収	市が指定した場所
	雑誌・その他の紙	雑誌・マンガ・本・大きな紙・空き箱（ティッシュの箱など）、小さな紙類 ひもで十文字に縛って出す。 十文字に縛ることができない小さな紙類は、紙袋（ビニール加工のものを除く）に入れ、袋をひもで十文字にしぼるか、袋の口をホチキスで閉じて出す。	ステーション回収	市が指定した場所
	ダンボール	ダンボール ひもで十文字に縛って出す。	ステーション回収	市が指定した場所
	紙パック	紙パック（内側が白い飲料用紙パックに限る。） 良く洗って、切り開き、乾かしてから、ひもで十文字に縛って出す。	ステーション回収	市が指定した場所
粗大ごみ	自転車、ストーブ及びファンヒーター（灯油などを使用するもの	直接とちぎクリーンプラザに搬入するか、有料で戸別収集するものとする。	直接搬入又は有料による戸別収集	とちぎクリーンプラザ

	に限る。)、い す、机(学習用 等)、ソファ、 家具、応接セ ット、ベッド、 特定家庭用機 器(テレビ・洗 濯機及び衣類 乾燥機・冷蔵 庫及び冷凍 庫・エアコン) 等			
--	--	--	--	--

ごみステーションに出せるごみの量は、1世帯1回当たり、45ℓの袋に換算して3袋までとする。蛍光管については1回に出せる量は、5本以内とする。

動物の死体については、通報により収集を行う。ただし、飼犬、飼猫等については有料とする。

廃食用油については、市内公共施設9箇所(市役所本庁舎、とちぎクリーンプラザ、大平総合支所、藤岡総合支所、都賀総合支所、西方総合支所、岩舟総合支所、道の駅みかも、道の駅にしかた)及び民間店舗4箇所において拠点回収する。回収する油は家庭から出る植物性の使用済み天ぷら油や賞味・消費期限切れの古い食用油(サラダ油、菜種油、紅花油、コーン油、ごま油、オリーブオイル等)とする。

小型家電(40cm×20cm未満)、携帯電話・スマートフォン・タブレット、使用済みインクカートリッジ、小型充電式電池は、市内公共施設7箇所(市役所本庁舎2階、とちぎクリーンプラザ、大平総合支所、藤岡総合支所、都賀総合支所、西方総合支所、岩舟総合支所)において拠点回収する。

## (2) 事業系ごみ

事業系のごみ(事業活動に伴って生じる一般廃棄物)の区分については、家庭系のごみの区分と同じとする。

排出については、中身が確認できる袋に入れるものとする。木枝については太さ10cm以下、長さ60cm以下に裁断されていればよいものとする。

## 5 収集運搬計画

- (1) 一般家庭からの家庭系ごみについては、次のとおり委託業者が収集運搬する。

ごみの種類	回数
もやすごみ	2回／週
もやさないごみ	3回／月
スプレー缶	3回／月
有害ごみ	3回／月
蛍光管	3回／月
空カン・空ビン	2回／月
ペットボトル・食品用トレイ	2回／月
小型家電	1回／月
新聞紙	2回／月
雑誌・その他の紙	2回／月
ダンボール	2回／月
紙パック	2回／月
粗大ごみ	戸別有料回収

※5月3日～5月6日、1月1日～1月3日は収集しない。

(2) 市委託業者の収集運搬委託区域は、次のとおりとする。

ごみの種類		栃木中央地域	栃木東地域	栃木西地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域	岩舟地域
ごみ類	もやすごみ	栃木清掃サービス(株)	(有)栃木クリーン	(有)栃環	(有)大環舎	(株)フジオカクリーンワークス	セクター 一般社団法人 都賀町委託業務受託	(有)栃北興業	(有)岩舟衛生社
	もやさないごみ								
	スプレー缶								
	有害ごみ								
	蛍光管								
	空カン・空ビン								
	ペットボトル・食品用トレイ								
	小型家電								
	粗大ごみ								
紙類	新聞紙	(株)シーティーアール						(有)栃北興業	
	雑誌・その他の紙								
	ダンボール								
	紙パック								

(3) 市有施設

市有施設については、家庭系ごみを収集運搬している区域の委託業者が収集する。

(4) 事業系ごみ

事業系ごみについては、排出者自ら運搬するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼し、随時、とちぎクリーンプラザに搬入するものとする。

なお、一般廃棄物収集運搬許可業者は別紙2のとおりとする。ただし、年度途中で許可することが相当と市長が認めた場合は、この限りでない。

(5) ごみ出しサポート

ごみをごみステーションまで拠出することが困難な高齢者や障がい者等に対し、戸別訪問によるごみ収集を実施する。

## 6 中間処理計画

分別区分	処理方式
もやすごみ	焼却
もやさないごみ	破碎・選別
スプレー缶	破碎・選別
有害ごみ	乾電池、体温計 保管
	ライター 破碎・選別
蛍光管	破碎・保管
空カン・空ビン	カン類 選別・圧縮
	ビン類 選別
ペットボトル・食品用トレイ	選別・圧縮・梱包
小型家電	選別・保管
新聞紙	保管
雑誌・その他の紙	保管
ダンボール	保管
紙パック	保管
粗大ごみ	破碎・選別 一部再生
廃食用油	保管

家庭系ごみを委託業者がとちぎクリーンプラザに搬入する場合の処理手数料は無料とする。

家庭系ごみであっても、市民等がとちぎクリーンプラザに直接搬入する場合、又は事業系のごみ処理手数料は250円/10kgとする。

7 最終処分計画

分別区分	対象物	処理方法
もやすごみ	焼却残渣	埋立
もやさないごみ	可燃残渣	焼却施設で処理
	不燃残渣	埋立
	金属	売却処分
スプレー缶	不燃残渣	埋立 鉄がら等は売却処分
有害ごみ	乾電池、体温計	専門業者へ資源化委託
	ライター	埋立
蛍光管	蛍光管	専門業者へ資源化委託
空カン・空ビン	カン	売却処分
	ビン	専門業者へ資源化委託
ペットボトル・食 品用トレイ	ペットボトル	専門業者へ資源化委託
	鮮魚・精肉・惣菜・青果等が 入った食品用の発泡スチロ ール製の皿で、白色のみで はなく色物・柄物も含む。	専門業者へ資源化委託
新聞紙	新聞紙、チラシ	売却処分
雑誌・その他の紙	雑誌、その他の紙	売却処分
ダンボール	ダンボール	売却処分
紙パック	牛乳パック、内側が白い飲 料用紙パック	売却処分
粗大ごみ	不燃残渣	埋立
	金属	売却処分
	再生品	売却処分
廃食用油	植物性油	売却処分

8 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本事項

(1) 排出者自らの責任において適正に処理しなければならないごみは、次のとおりとする。

ア 事業系のごみ（産業廃棄物、事業系一般廃棄物、特別管理廃棄物等）  
なお、1日平均10kg以上又は1回30kg以上の一般廃棄物の排出がある事業者に対して、市は、運搬すべき場所及び方法を指示することができるものとする。

イ 毒性のあるごみ（農薬、殺虫剤等）

ウ 爆発、強燃焼性のあるごみ（ボンベ、廃石油類等）

エ オートバイ、自動車及びそれらの部品等

オ その他市が行う収集運搬及び処分に困難をきたすごみ

カ 特定家庭用機器再商品化法に基づく4品目（テレビ、洗濯機及び衣類乾燥機、冷蔵庫及び冷凍庫、エアコン）及び資源有効利用促進法に基づく家庭用パソコンについては、法に基づいて適正に処理するものとする。

キ 引越し等で一時に大量に排出されるごみ

排出者自ら清掃工場等に搬入するか、又は許可業者に収集運搬を委託する等して適正に処理する。

(2) 排出するまでに排出者自らが処置をしたうえで、出さなければならないごみは、次のとおりとする。

ア スプレー缶（缶に穴をあけてガス抜きをする。）

イ 著しく悪臭を発する物（臭いや液が漏れないように密封する。）

ウ ペットボトル・食品用トレイ（水洗いをして汚れを落とす。ペットボトルはラベルをはがす。）

エ ガラスくず・刃物・針等（紙などに包み中身を明記する。）

オ ペンキ・油類の容器（中身を使い切り、空の状態にする。）

カ 在宅医療廃棄物のうち紙おむつ・点滴バッグ・CAPDバッグ・チューブ・カテーテル・脱脂綿・ガーゼ等で感染性廃棄物に該当しないもの（汚物、残存物を除去し、紙にくるみもやすごみで排出する。）

9 一般廃棄物（ごみ）処理施設の整備に関する事項

栃木市で発生した一般廃棄物の中間処理を行っているとちぎクリーンプラザの概要は、次のとおりである。

施設名	稼働開始日	処理能力
ごみ焼却施設	平成15年4月1日	ストーカ方式 118.5t/24h×2基
リサイクルプラザ	平成15年4月1日	破碎、選別、圧縮 30t/5h
リサイクルセンター	平成3年4月1日	選別、圧縮 20t/5h

10 その他ごみの処理に関し必要な事項

(1) 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならないとされており、不法投棄物の片付けは投棄者が行うべきものであるが、投棄者が不明の場合は、土地又は建物の占有者（又は管理者）の責任において清潔を保つために必要な処置を行うものとし、市は必要に応じて協力できるものとする。

(2) ごみステーションの管理等

ごみステーションは、ごみの収集作業を安全かつ効率的に行うために設置しており、利用する住民が共同して清潔かつ適正に管理し、市は自治会や集合住宅の管理者等と連携しながら、適正な維持管理が行えるよう支援するものとする。

- ア 市で定めるごみの分け方及び出し方のルールを守ること。
- イ ごみの飛散防止措置に努めること。
- ウ 管理責任者を定め、ごみステーションの清潔保持に努めること。
- エ ごみステーションには、家庭系ごみ以外は排出しないこと。

(3) 大掃除

法第5条第3項及び条例第7条第2項に規定する大掃除の日程は、次のとおりとする。

ア 春の大掃除

実施期日	実施区分
5月8日（金）	各事業所・学校・官公署
5月10日（日）	各家庭

イ 秋の大掃除

実施期日	実施区分
10月16日（金）	各事業所・学校・官公署
10月18日（日）	各家庭

11 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項  
一般廃棄物処分業者については別紙2のとおりとする。

## 第2章 生活排水処理計画

### 1 計画区域

生活排水処理計画の適用区域は、栃木市全域とする。

### 2 排水処理施設の整備に関する事項

#### (1) 流域関連公共下水道の整備計画

事業認可区域内の未整備区域の縮小に努める。

単位 (ha)

地 域	事業認可区域	整備区域	未整備区域
栃木地域	1, 762.56	1, 483.76	278.80
大平地域	519.40	452.14	67.26
藤岡地域	397.50	308.53	88.97
都賀地域	307.30	262.01	45.29
西方地域	137.24	124.31	12.93
岩舟地域	379.30	331.09	48.21
合 計	3, 503.30	2, 961.84	541.46

(令和8年4月1日現在)

#### (2) 浄化槽の整備計画

5人槽以上10人槽以下の浄化槽について、環境省の浄化槽設置整備事業により次の補助金を交付し整備の促進を図る。

ただし、補助金の交付は予算の定めるところによる。

人槽区分	補助限度額	補助対象区域
5人槽	332,000円	流域関連公共下水道認可区域及び 農業集落排水処理区域を除く行政 区域内
6～7人槽	414,000円	
8～10人槽	548,000円	

### 3 計画区域内の生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の発生量の見込み及び収集運搬処理計画

#### (1) し尿及び浄化槽汚泥の発生量の見込み

・合併浄化槽汚泥

$$1.6260 / \text{日} \cdot \text{人} \times 30,390 \text{ 人} \times 365 \text{ 日} \div 10^3 \doteq 18,034.16\text{k}\ell$$

・単独浄化槽汚泥

$$1.0160 / \text{日} \cdot \text{人} \times 17,917 \text{ 人} \times 365 \text{ 日} \div 10^3 \doteq 6,644.34\text{k}\ell$$

・し尿

$$1.8290 / \text{日} \cdot \text{人} \times 4,705 \text{ 人} \times 365 \text{ 日} \div 10^3 \doteq 3,141.00\text{k}\ell$$

#### (2) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬計画

市民等がし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を第三者に依頼する際には、し尿は法第7条の許可を受けている一般廃棄物収集運搬業者、浄化槽汚泥は一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条の許可を受けている業者（別紙3）に依頼するものとする。

#### (3) し尿及び浄化槽汚泥処理施設

施設名	栃木市衛生センター
所在地	栃木県栃木市城内町2丁目61番5号
処理能力	75kℓ/日
施設名	佐野市衛生センター
所在地	栃木県佐野市植下町2550番地
処理能力	100kℓ/日

#### (4) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

栃木地域、大平地域、都賀地域及び西方地域で発生するし尿及び浄化槽汚泥については、栃木市衛生センターで処理するものとし、藤岡地域及び岩舟地域で発生するし尿及び浄化槽汚泥については、佐野市衛生センターで処理するものとする。

別紙 1

令和 8 年度ごみの発生量及び処理量見込み

単位：t／年

区 分		生活系ごみ (収 集 量)	事業系ごみ (清掃工場の 直接搬入量)	合 計	
もやすごみ		26,305	10,371	36,676	
もやさないごみ		1,794	394	2,188	
有害ごみ		40	9	49	
資源物	空カン・空ビン	1,116	—	1,116	
	ペットボトル	554	1	555	
	食品用トレイ	14	—	14	
	小型家電	181	1	182	
	紙類	新聞紙	483	10	493
		雑誌・その他の紙	678	56	734
		ダンボール紙	651	75	726
		紙パック	14	—	14
粗大ごみ		10	821	831	
合 計		31,840	11,738	43,578	

※動物の死体の発生は1,000体とする。

ごみ資源化の目標量

単位：t／年

項 目	資源化量
とちぎクリーンプラザからの資源化量	3,534.00
紙 類	1,867.00
小型家電	182.00
集団回収量	1,264.00
合 計	6,847.00

※市外搬出 資源の有効活用及び循環型社会形成のため、下記については、栃木市外で処理する。

発生場所	種類	量	搬出先	処理方法
市民 市内事業者	剪定枝等	480.0t	佐野市 (株)祥和コーポ レーション	破砕 (チップ 化)
市民	剪定枝等	200.0t	壬生町 (株)平成リサイ クルセンター	破砕 (チップ 化)
コープ栃木店	生ごみ	42.0t	壬生町 (株)生ごみリサ イクルセンタ ー	堆肥化
かましん栃木平柳店	生ごみ	11.5t		
とりせん大平店、栃木 店、藤岡店、蔵の街店	生ごみ	96.0t	茨城県 下妻市 (株)むかしの堆 肥	堆肥化
フライングガーデン栃 木店	生ごみ	6.0t		
魚べい栃木箱森店	生ごみ	6.0t		
たいらや栃木都賀店	生ごみ	24.0t		
ヨークベニマル大平 町店、栃木平柳店、栃 木祝町店	生ごみ	72.0t		
(株)関東エコリサイクル	木くず	12.0t	群馬県 千代田町 (株)ユキ工業	破砕 (チップ 化)
合 計		949.5t		

別紙 2

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条に係る許可業者

(1) 一般廃棄物収集運搬業者

No.	業者名	住所	許可期限
1	(株)関東産業廃棄物処理公社	栃木市旭町 22-24	R9.09.17
2	(有)サガラ陶管	栃木市岩舟町静 2402-1	R8.09.12
3	(株)共同陸運	栃木市岩舟町静和 474-4	R8.12.9
4	(株)ビクトリー	栃木市岩舟町静和 561-1	R8.10.13
5	(有)岩舟衛生社	栃木市岩舟町新里 1292-4	R9.03.31
6	柏崎 堅太	栃木市大塚町 418 番地 1	R9.10.21
7	関東クリーンサービス(株)	栃木市大平町新 1540-166	R9.05.09
8	(株)栃木こすもす	栃木市大平町牛久 31-1	R9.06.15
9	(株)サルカン	栃木市大平町榎本 919-1	R8.06.25
10	(株)Asazuma コーポレーション	栃木市大平町北武井 782-1	R8.11.05
11	(有)エム・エス商会	栃木市大平町新 942-19	R10.04.11
12	長谷川 千草	栃木市大平町富田 1562-5	R9.05.23
13	宝クリエイト(株)	栃木市大平町西野田 20-48	R9.9.7
14	村上 行夫	栃木市大平町西野田 2018-8	R9.04.11
15	(株)カワダ商事	栃木市大平町西水代 2525-1	R10.04.16
16	(株)静井商会総合リサイクル	栃木市大平町西水代 2534-6	R10.3.31
17	(有)大環舎	栃木市大平町真弓 1590	R9.10.30
18	笠原 大全	栃木市大町 18-12	R8.5.24
19	(株)New Wind International	栃木市大宮町 1827-7	R9.09.08
20	(有)クリーンライフ・イザワ	栃木市大宮町 2050-13	R9.05.19
21	栃木カレット(有)	栃木市柏倉町 536-1	R8.11.26
22	(株)グラティス	栃木市片柳町 4-6-20	R10.2.14
23	(株)アルボ	栃木市城内町 2-43-11	R9.3.31
24	栃木清掃サービス(株)	栃木市城内町 2-61-43	R10.3.31
25	(株)グリーン	栃木市惣社町 1670 番地	R8.06.30
26	あいヶアステーション(株)	栃木市藪部町 2-5-9	R8.7.20
27	沼尾 信明	栃木市大光寺町 155	R8.10.31

No.	業者名	住所	許可期限
28	関口商事(株)	栃木市都賀町木 320-1	R9.03.31
29	(一社)都賀町委託業務受託セクター	栃木市都賀町家中 672-1	R8.06.10
30	中山 貴俊	栃木市都賀町合戦場 414-17	R8.6.16
31	(株)豊進	栃木市都賀町富張 425-1	R8.6.6
32	(株)オチカイ・テクノス	栃木市都賀町升塚 508-3	R9.12.24
33	(有)丸昭	栃木市都賀町深沢 1111	R8.09.06
34	(株)緑新産業	栃木市仲仕上町 102-6	R9.05.22
35	高田 裕光	栃木市鍋山町 1104	R9.1.4
36	(株)セレモール	栃木市沼和田町 5-27	R8.12.15
37	(有)岸興業	栃木市野中町 1381-11	R9.10.31
38	(同)M's Clean Partner	栃木市野中町 377-2	R8.10.31
39	(株)アベニュー	栃木市箱森町 11-4	R8.12.09
40	(株)プラットホームとちぎ	栃木市樋ノ口町 95 番地 4	R9.9.15
41	(有)栃北興業	栃木市平柳町 1-5-12	R9.05.31
42	(有)クリーン商事	栃木市平柳町 3-29-41	R9.11.10
43	(株)Oslink	栃木市吹上町 176	R9.04.19
44	(株)原山産業	栃木市藤岡町大前 748	R8.09.09
45	(株)日本整理	栃木市藤岡町都賀 808	R9.7.31
46	(有)アイビス	栃木市藤岡町蛭沼 1207-3	R9.9.30
47	(株)3WIN	栃木市藤岡町藤岡 1378-3	R8.08.30
48	(株)フジオカクリーンワークス	栃木市藤岡町藤岡 2611-3	R8.06.23
49	(有)坂本解体工業	栃木市藤岡町藤岡 4366-5	R9.8.16
50	(有)坂本商事	栃木市皆川城内町 2989-4	R8.04.26
51	(株)Cri-Kai	栃木市宮町 55-1	R8.05.28
52	古山 輝	栃木市柳橋町 2-19	R9.11.08
53	(有)松新建商	栃木市寄居町 690-1	R9.10.13
54	相良運輸(株)	宇都宮市今宮 4-5-36	R8.12.09
55	宇都宮文化センター(株)	宇都宮市江曾島町 2070	R8.09.05
56	(同)アジャスト	宇都宮市鑑山町 15-1	R8.10.12
57	(株)片岡産業	宇都宮市飯田町 219-31	R9.03.27

No.	業者名	住所	許可期限
58	(有)ニューフロンティア	宇都宮市宝木町 2-869	R9.03.31
59	労働者協同組合こらぼワーク	宇都宮市西川田 7-1-2	R10.04.01
60	(有)セイゴウ	宇都宮市平出工業団地 43-120	R10.03.17
61	(株)リヴェール東洋	小山市大字出井 927-2	R9.02.18
62	穂積工業(有)	小山市大字下石塚 341	R9.07.10
63	(有)関東実行センター	小山市大字外城 157-3	R8.10.31
64	和工業(株)	小山市大字横倉800番地 2	R9.5.6
65	古山 智英	小山市神鳥谷 1-23-15	R10.02.03
66	(株)おおの	鹿沼市上野町 130-3	R8.06.18
67	(有)かぬまライフサービス	鹿沼市西鹿沼町 145-1	R9.08.29
68	シーシーエス(有)	佐野市植下町 1164(6号棟)	R10.3.31
69	(株)トオキユウ総合管理サービス	佐野市関川町 947-3	R10.3.31
70	(有)大拙興業	佐野市船津川町 916	R8.05.31
71	(株)生ごみリサイクルセンター	壬生町藤井 1084-1	R9.2.6
72	(株)エコクルジャパン	真岡市寺内 695-27	R8.08.26
73	古河環境サービス(株)	茨城県古河市牧野地 459	R9.03.31
74	日立アプライアンステクノサービス(株)	茨城県日立市東多賀町 1-1-1	R8.11.22
75	(株)結南クリーンセンター	茨城県結城市結城 7188	R8.10.26
76	トネリサイクルシステム(株)	群馬県邑楽郡大泉町西小泉 2丁目 3-17	R9.04.24
77	佐々木商事(株)	群馬県太田市東別所町 66-1	R9.09.04
78	(株)横田商事	群馬県館林市足次町 26-1	R8.04.27
79	(株)鴉商	群馬県館林市苗木町 2548	R10.3.31
80	(同)さくらクリーンサービス	群馬県館林市松沼町 11-6	R9.09.30
81	(株)北関東廃棄物処理センター	埼玉県深谷市本田字権現堂 3345-12	R9.09.25
82	(株)高田産業	埼玉県南埼玉郡宮代町川端 4-13-5	R10.03.17

(2) 一般廃棄物処分業

No.	業者名	住所	許可期限
1	(有)丸昭	栃木市都賀町深沢 1111	R8.9.6

別紙 3

許可業者一覧表

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に係る許可業者

し尿・浄化槽汚泥

番号	業者名	住 所
1	(有)栃木興業	栃木市箱森町 6-31
2	(有)栃木衛生実行社	栃木市今泉町 2-14-5
3	(有)栃北興業	栃木市平柳町 1-5-12
4	(有)大環舎	栃木市大平町真弓 1590
5	(株)フジオカクリーンワークス	栃木市藤岡町藤岡 2611-3
6	(有)城南興業	佐野市富岡町 1437
7	(有)岩舟衛生社	栃木市岩舟町新里 1292-4

浄化槽汚泥

番号	業者名	住 所
1	宇都宮文化センター(株)	宇都宮市江曾島町 2070
2	(有)佐野防疫社	佐野市小見町 970-1

(2) 浄化槽法第35条に係る許可業者

番号	業者名	住 所
1	(有)栃木興業	栃木市箱森町 6-31
2	(有)栃木衛生実行社	栃木市今泉町 2-14-5
3	(有)栃北興業	栃木市平柳町 1-5-12
4	(有)大環舎	栃木市大平町真弓 1590
5	宇都宮文化センター(株)	宇都宮市江曾島町 2070
6	(株)フジオカクリーンワークス	栃木市藤岡町藤岡 2611-3
7	(有)城南興業	佐野市富岡町 1437
8	(有)岩舟衛生社	栃木市岩舟町新里 1292-4
9	(有)佐野防疫社	佐野市小見町 970-1

(3) 収集運搬、清掃を行う区域又は施設

業者名	区域又は施設
(有) 栃木興業	万町（一部）、倭町（一部）、室町（一部）、片柳町1～5丁目、湊町、富士見町、境町（一部）、平井町、菌部町1～4丁目、入舟町、祝町、柳橋町、箱森町、小平町、錦町、嘉右衛門町（一部）、泉町（一部）、皆川地区内全町、吹上地区内全町（川原田町は一部）、尻内町（一部）、栃木刑務所、市立学校、栃木地域内の市有施設
(有) 栃木衛生実行社	万町（一部）、倭町（一部）、旭町、室町（一部）、城内町1丁目、城内町2丁目、神田町、本町、日ノ出町、河合町、境町（一部）、泉町（一部）、昭和町（一部）、大宮地区内全町（大宮町、平柳町1丁目、平柳町3丁目は一部）、寺尾地区内全町（尻内町は一部）、国府地区内全町（柳原町、大塚町は一部）
(有) 栃北興業	沼和田町、嘉右衛門町（一部）、大町、昭和町（一部）、大宮町（一部）、平柳町1丁目（一部）、平柳町3丁目（一部）、川原田町（一部）、柳原町（一部）、大塚町（一部）、大平地域、都賀地域、西方地域
(有) 大環舎	大平地域
宇都宮文化センター (株)	西方地域（浄化槽清掃は西方総合公園管理棟・林間広場トイレ、ネクスコ東日本(株)都賀西方パーキングエリア(下り)に限る）
(株)フジオカクリーン ワークス	藤岡地域、岩舟地域
(有) 城南興業	藤岡地域、岩舟地域（浄化槽汚泥、浄化槽清掃のみ）
(有) 岩舟衛生社	岩舟地域
(有) 佐野防疫社	岩舟地域（浄化槽汚泥、浄化槽清掃のみ）